

## 青葉区内で新規開業をお考えの先生方へ

青葉区医師会  
オリエンテーション  
委員長 内野 大輔

### ◆青葉区は医療機関の数が非常に多い地域です。

新規開設された施設の診療科が、先に開設した医療機関と重複する場合は、トラブルが発生することがあります。

青葉区医師会は、新規入会希望に対しては何ら制限はしていません。ただ、周辺の医療機関（会員）と協調していただき、医療機関の適正配置を望んでおり、過剰な競争は避けるべきであると考えています。すなわち、調和のとれた地域医療の発展を願っているのです。

### ◆青葉区医師会への入会を希望する方は、以下の事項を遵守することが必要です。

1) 標榜科は、開業するまでに主に専門に診療してきた科およびその周辺の科とし、多くても4科以内として下さい。これは現代の専門医志向に合致し、患者との無用なトラブルを避け、地域医療レベルを低下させないためでもあります。外科と内科の両方を標榜する場合には、原則としてどちらかを選択していただきます。しかし、消化器外科、胸部外科や脳神経外科などを専攻した場合などでは、消化器外科・内科、循環器外科・内科や脳神経外科・内科を標榜するのはこの限りではありません。

2) 診療所の名称は、種々の混乱を避けるために、周辺の医療機関と誤解されるようなものは極力避けていただきます。特に地名や駅名が入っている場合には、他の医療機関との混同のもとになりますので好ましくありません。混同が予想される場合には名称変更をお願いすることもあります。類似名称には十分に気をつけて申請して下さい。

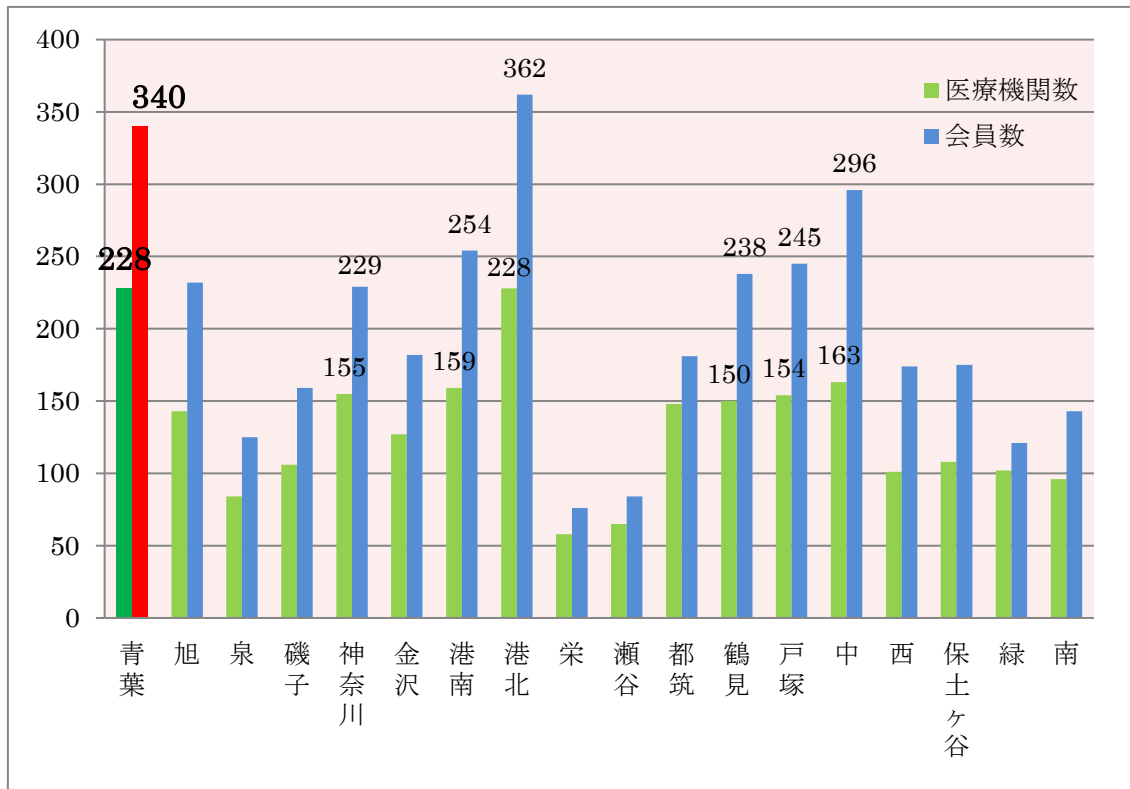
3) 内科と小児科を標榜する新規入会者は、青葉区休日急患診療所への参加が義務となっています。たとえば小児科を標榜した場合には小児科を担当し、内科

を標榜した場合には内科を担当し、両方を標榜した場合には、小児科の担当となります。

◆「新規開業をお考えの先生に」青葉区医師会館建替えについて

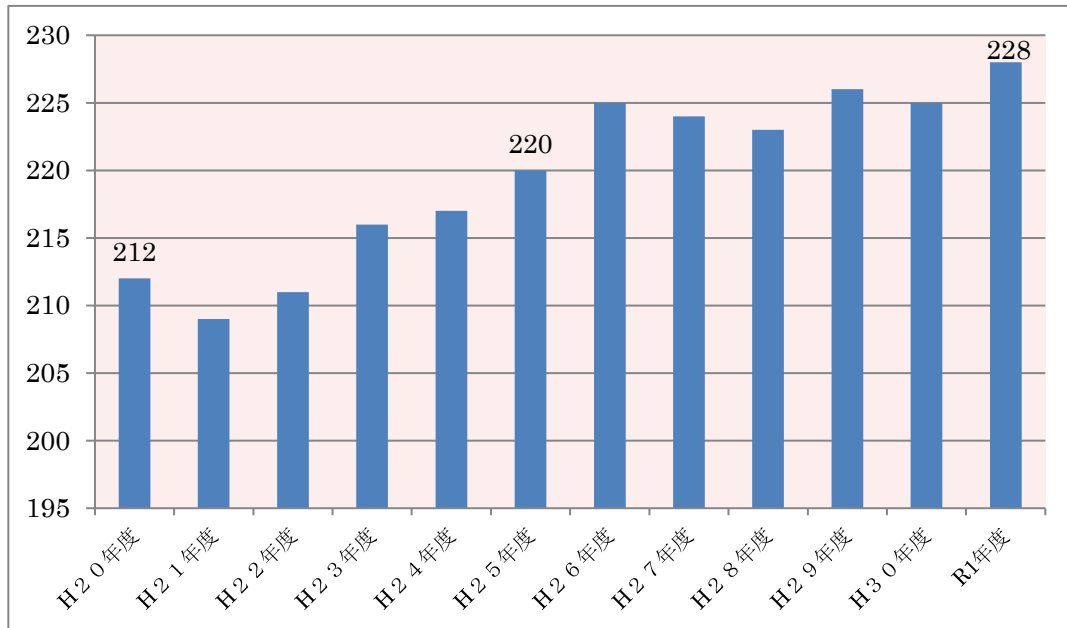
平成 21 年 5 月 26 日に開催された「青葉区医師会定時総会」で老朽化した医師会館の建替えが可決され、平成 27 年 7 月にあざみ野に新たな医師会館を建築し移転しました。平成 21 年 7 月より青葉区医師会に入会している全ての会員より約 10 年間にわたり分担金の徴収をさせていただいており、今後診療所の管理者として青葉区医師会に新入会される先生方にも同等の費用を負担して頂く必要があります。諸事情を考え医院開設より 3 年を経過した時点より分担金の納入をお願いいたします。詳しくは医師会事務局にお問い合わせ下さい。

### 横浜市各区医療機関数・会員数



令和元年 4 月現在 228 医療機関があり、横浜市 18 区の中で医療機関数が多い区です。

## 青葉区医師会医療機関数推移



青葉区医師会は、単に新規医療施設の開設を拒否するものではありません。

しかし、調和のとれた地域医療の発展を願っております。これから当医師会に入会を希望される先生方は、不動産会社やコンサルタント会社の情報を一方的に参考にするだけでなく、医師会からの情報も是非検討していただきたいと考えています。

ご不明な点がございましたら**青葉区医師会事務局 桜井**までご連絡下さい。

**TEL 045-511-7281**

# 1. 入会までの経緯

## 1. 開設申請書

事務局より書類（開設申請書、履歴書）を受けとり提出していただきます。  
（特別の理由のない限りご本人が提出して下さい。また、入会までには2か月ほど要します。）  
会長、委員長、班長へ検討のために書類が送付されます。  
※ 医師会長及び開業場所近隣の医師会員、特に同一診療科の会員への挨拶は、書類提出後にすみやかに実施して下さい。

## 2. オリエンテーション委員長との面会

毎月第2金曜日理事会の日に青葉区医師会館へお越しいただくか、それ以外の日に担当理事の医療機関に行き面談していただきます。

## 3. 班 会 (8月は休会)

当該及び近隣の班で検討されます。  
青葉区医師会は地域別に6班あります。  
（たまプラーザ班、あざみ野・荏田班、市ヶ尾・藤が丘班、青葉台班、あおば班）  
班長は会にはかり、その結果を委員長に報告します。  
クレームがあった場合は再度、委員長または班長と面談し検討します。

## 4. 理事会 (8月は休会)

毎月第2金曜日に開催される理事会で、委員長は班会での検討結果を報告し、検討後承認されます。

## 5. 入会許可

事務局より入会手続の書類が送付されます。

## 6. 青葉区医師会入会手続

入会金の納入日が、入会日となります。  
入会手続後、上級医師会（市・県・日医）の入会書類をお渡ししますので、青葉区医師会へご提出下さい。

## 7. 青葉区医師会への挨拶

理事会にて理事との面会があります。  
毎月第2金曜日（原則として）午後7時45分より30分程度です。